奄美市地域防災計画

（地震災害対策編）

令和７年

奄美市防災会議

地震災害対策編　目次

第１部　総　則

第１章　計画の目的等　地震-1-1-1
第２章　防災関係機関の業務の大綱　地震-1-2-1
第３章　住民及び事業所の基本的責務　地震-1-3-1
第４章　市の地勢及び地震災害特性　地震-1-4-1
第５章　災害の想定　地震-1-5-1

第２部　地震災害予防

第１章　地震災害に強い施設等の整備
第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進　地震-2-1-1
第２節　防災構造化の推進　地震-2-1-4
第３節　建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）　地震-2-1-5
第４節　公共施設の災害防止対策の推進　地震-2-1-8
第５節　危険物災害等の防止対策の推進　地震-2-1-15
第６節　地震防災緊急事業の五箇年計画の推進　地震-2-1-17
第７節　地震防災研究の推進　地震-2-1-19
第２章　迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え
第１節　防災組織の整備　地震-2-2-1
第２節　通信・広報体制の整備　地震-2-2-3
第３節　地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用　地震-2-2-4
第４節　消防体制の整備　地震-2-2-6
第５節　避難体制の整備　地震-2-2-7
第６節　救助・救急体制の整備　地震-2-2-15
第７節　交通確保体制の整備　地震-2-2-17
第８節　輸送体制の整備　地震-2-2-18
第９節　医療体制の整備　地震-2-2-19
第 10 節　その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備　地震-2-2-20
第 11 節　複合災害対策体制の整備　地震-2-2-23
第３章　住民の防災意識の啓発及び活動の促進
第１節　防災知識の普及啓発　地震-2-3-1
第２節　防災訓練の実施　地震-2-3-4
第３節　自主防災組織の育成・強化　地震-2-3-5
第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　地震-2-3-6
第５節　防災ボランティアの育成　地震-2-3-7
第６節　企業防災の促進　地震-2-3-8
第７節　要配慮者の安全確保　地震-2-3-9

第３部　地震災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

第１節　応急活動体制	地震-3-1-1
第２節　情報伝達体制の確立	地震-3-1-5
第３節　災害救助法の適用及び運用	地震-3-1-6
第４節　広域応援体制	地震-3-1-7
第５節　自衛隊の災害派遣	地震-3-1-8
第６節　技術者，技能者及び労働者の確保	地震-3-1-9
第７節　ボランティアとの連携等	地震-3-1-10
第８節　災害警備体制	地震-3-1-11

第２章　初動期の応急対策

第１節　地震情報等の収集・伝達	地震-3-2-1
第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達	地震-3-2-13
第３節　広報	地震-3-2-16
第４節　消防活動	地震-3-2-19
第５節　危険物の保安対策	地震-3-2-20
第６節　水防・土砂災害等の防止対策	地震-3-2-22
第７節　避難の指示，誘導	地震-3-2-24
第８節　救助・救急	地震-3-2-27
第９節　交通確保・規制	地震-3-2-28
第 10 節　緊急輸送	地震-3-2-29
第 11 節　緊急医療	地震-3-2-30
第 12 節　要配慮者への緊急支援	地震-3-2-31

第３章　事態安定期の応急対策

第１節　避難所の運営	地震-3-3-1
第２節　食料の供給	地震-3-3-2
第３節　給水	地震-3-3-3
第４節　生活必需品の給与	地震-3-3-4
第５節　保健・医療対策	地震-3-3-5
第６節　感染症予防，衛生対策	地震-3-3-6
第７節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	地震-3-3-7
第８節　行方不明者の捜索，遺体の処理等	地震-3-3-8
第９節　住宅の供給・確保	地震-3-3-9
第 10 節　文教対策	地震-3-3-10
第 11 節　義援金・義援物資等の取扱い	地震-3-3-11
第 12 節　農林水産業災害の応急対策	地震-3-3-12

第４章　社会基盤の応急対策

第１節　電力施設の応急対策	地震-3-4-1
第２節　ガス施設の応急対策	地震-3-4-3
第３節　上水道施設の応急対策	地震-3-4-4
第４節　下水道施設の応急対策	地震-3-4-5

第５節　電気通信施設の応急対策　地震-3-4-6
第６節　道路・河川等公共施設の応急対策　地震-3-4-7
第７節　空港施設の応急対策　地震-3-4-8

第４部　地震災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧
第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進　地震-4-1-1
第２節　激甚災害の指定　地震-4-1-2
第２章　被災者の災害復旧・復興支援
第１節　被災者の生活確保　地震-4-2-1
第２節　被災者への融資措置　地震-4-2-3

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則
第１節　推進計画の目的　地震-5-1-1
第２節　南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域　地震-5-1-1
第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱　地震-5-1-2
第２章　関係機関との連携協力の確保
第１節　資機材・人員等の配備手配　地震-5-2-1
第２節　他機関に対する応援要請　地震-5-2-2
第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第１節　津波からの防護　地震-5-3-1
第２節　津波に関する情報の伝達等　地震-5-3-2
第３節　避難対策等　地震-5-3-4
第４節　消防機関等の活動　地震-5-3-5
第５節　水道，電気，ガス，通信及び放送関係　地震-5-3-6
第６節　交通対策　地震-5-3-9
第７節　市自らが管理等を行う施設等に関する対策　地震-5-3-10
第８節　迅速な救助　地震-5-3-12
第４章　地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備計画　地震-5-4-1
第５章　防災訓練計画　地震-5-5-1
第６章　地震防災上，必要な教育及び広報に関する計画　地震-5-6-1